

平成30年度 奨学生募集要項
公益財団法人 エフテック奨学財団

1. エフテック奨学財団のあらまし

公益財団法人エフテック奨学財団は株式会社エフテックによる寄付により、平成28年6月に設立された財団です。(一般財団法人として設立後、平成29年2月に公益財団法人に移行)

当財団は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学または大学院の優れた学生に対し奨学金給付、奨学生交流会の事業活動を行うことで、国家社会に貢献する有用な人材の育成を行い、それをもって社会の発展に寄与することを目的としており、現在、次の事業を行っています。

(財団の主な事業)

- (1) 大学及び大学院に在学する学生(留学生含む)に対する奨学金の給付
- (2) 定期的に奨学生交流会を開催し、奨学生相互の親睦及び理解を深める事業

2. 奨学金の目的

この奨学金の目的は、学習意欲の高い優れた大学、大学院学生に対し奨学金給付を行い、将来社会に貢献する有用な人材を育成し、もって社会の発展に寄与することにあります。

3. 奨学金の特色

この奨学金の特色は次のとおりです。

- (1) 奨学生の専攻分野に制約はありません。
- (2) 奨学金は給付であり、返済の義務はありません。
- (3) 奨学生が学業を終了した後の進路に制約はありません。

4. 奨学生の資格

(1) 当財団の奨学生は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学又は大学院のうち指定された大学・大学院に在学する日本国内外の学習意欲が高い、優れた学生であり、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 将来社会に貢献できる有用な活動を目指す方
- ② 奨学金を自身の将来の成長のために有用に活用できる方
- ③ 在学する大学・大学院によって推薦された方

(2) 応募要件は次のとおりです。

- ①大学の要件(以下をもとに大学を指定しています)
 - ・ 勉学に対し計画性をもち努力する学生、基礎知識を備えた学生の多い大学
 - ・ 学生数が一定以上の大学
 - ・ 総合大学のほか工学系、美術系など特色ある大学
 - ・ 社会に貢献している大学

②年齢要件

- ・出願する年の4月1日現在、大学2年次以上に在学する方
(注) 上記に在学する方は、出願する年の3月末において22歳以下の方とします。
- ・出願する年の4月1日現在、大学院修士課程1年次に在学する方
(注1) 上記に在学する方は、出願する年の3月末において25歳以下の方とします。
(注2) 「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の1年次及び2年次をいいます。
- ・出願する年の4月1日現在、専門職学位課程1年次に在学する方
(注1) 上記に在学する方は、出願する年の3月末において25歳以下の方とします。
(注2) 「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいいます。
- ・出願する年の4月1日現在、大学院博士課程1年次に在学する方
(注1) 上記に在学する方は、出願する年の3月末において28歳以下の方とします。
(注2) 「博士課程」とは、博士課程、博士後記課程及び一貫制博士課程の3年次から5年次までをいいます。

③学業・人物共に優秀な方

④留学生については上記①～③に該当する私費外国人留学生

- (注1) 「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者としてします。

(3) その他要件

①奨学金の併給

- ・他の奨学金との併給は差し支えありませんが、奨学金給付額の合計額が一般の常識の範囲を超えていた場合は資格なしと判断します。
(注) 奨学金給付額合計額の一般の常識の範囲とは在学する大学・大学院の年間の授業料を基準に判断いたします。

②年1回の奨学生交流会に出席できる方

5. 奨学金給付額と給付の方法

(1) 奨学金給付額：月額3万円（年間36万円）

(2) 給付の方法：採用が決まった方に初めて奨学金を給付する際は、採用を決めた月の翌月に4月に遡って給付します。その後は、隔月毎月上旬に、直接本人に送金の方法で給付します。

6. 奨学金給付期間

1年間（4月～翌年3月）

※奨学金給付期間は1年間ですが、継続申請を認めます。

※奨学期間中、所属大学、大学院に在学していることが条件です。

7. 申請者の区分

- (1) 新規申請者：当財団から奨学金給付をしたことのない申請者
- (2) 継続申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者

8. 奨学生採用人数

年間 44 名程度とします。

なお、この人数には新規申請者ととも継続申請者も含まれます。

9. 応募の方法

(1) 手続

奨学金の給付を希望する方は(3)の必要書類を在学する大学経由で当財団に郵送で申請してください。個人からの直接申請には応じられません。

(2) 郵送先及び連絡先

〒346-0101 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 19 番地 (株式会社エフテック内)

公益財団法人エフテック奨学財団 事務局

TEL 0480-85-5214 FAX 0480-87-1290

(3) 応募書類

以下応募書類を提出いただきます。

提出いただいた応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

①奨学金願書

- ・当財団指定用紙を使用してください。
- ・写真 1 枚を貼付 (カラー、上半身正面、応募前 6 ヶ月以内のもの、3.5cm×4.0cm)

②推薦書 (学校推薦者に自筆で署名いただいたもの)

③成績証明書 (原本またはコピー、直近の年のもの)

- ・履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。

④在学証明書 (直前 3 か月以内発行のものを提出ください。)

⑤住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの)

- ・世帯全員のもの (申請者と保護者が別々な場合には、双方の住民票を提出ください)
- ・コピー不可。記載内容が省略されているものは不可。
- ・外国人登録原票記載事項証明書の原本及びコピー不可。また外国人登録証明書のコピー不可)
- ・現住所と住民票の住所表示が異なる場合には、大学が発行する「居住証明書」を添付してください。(本人が学生証に住所を手書きしたものは不可)

※継続申請者は、上記の①、③、④は必須。大学から大学院に進学するなどの変更が生じた場合は②、世帯構成が変更した場合は⑤を提出ください。

(4) 応募書類の締切

2018年5月11日 (金) 当財団必着 (新規・継続とも同日)

1 0. 選考について

- (1) 選考は、第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験（第一次選考合格者のみ）を行う。
- (2) 書類選考は、選考委員会が奨学金願書等応募書類をもとに学業成績、関心、将来の希望について総合的に評価を行う。（新規・延長申請とも）
- (3) 新規申請者のうち書類選考通過者に対しては選考委員会による面接を行う。書類選考通過した学生に対しては当財団から直接連絡し面接の日程調整を行う。延長申請者は、書類選考通過者を合格とするが、選考委員会が面接を必要と判断した場合は面接を行うこともある。
なお、書類選考の結果、不合格者に関しては本人及び大学にその旨通知する。
- (4) 6月中旬頃に選考委員会が第二次選考面接試験を行い、それぞれの選考過程を経て当財団理事会が採用を決定する。
- (5) 採否の決定については理事会が終了後に当財団より本人及び大学に通知する。

1 1. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された場合には、以下事項について、誓約書を提出していただきます。

- (1) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と行動をとること。
- (2) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- (3) 当財団が実施する奨学生交流会には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚と親睦を深めるとともに、社会貢献への志を高めること。
- (4) 年度末後1ヶ月以内に学業成績書、生活状況報告書を提出すること。（大学・大学院の都合により学業成績書の提出が遅れる場合は1ヶ月を超過することはやむを得ない。）
なお、奨学金給付の継続申請者は所定の用紙をもって上記書類の提出に変えることができます。
- (5) 以下の事項が生じた時は、ただちに当財団あてに届け出ること。
 - ・本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
 - ・休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
 - ・他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。

1 2. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の給付を休止、停止又は廃止することがあります。奨学金の廃止の事由（下記（3）～（8））に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業または性向などの状況により指導上必要があると認めたとき

- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき (廃止)
- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき (廃止)
- (6) 当財団の事務局と連絡がとれなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき (廃止)
- (7) 本財団もしくは支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき (廃止)
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき (廃止)

【奨学生の募集・選考・給付スケジュール】

選考内容	実施予定日
奨学生募集要項の開示	3月初旬
奨学生募集受付開始	4月1日
募集応募締切	5月11日
奨学生第一次選考実施 (選考委員会による書類選考)	5月末
奨学生第二次選考実施 (選考委員会による面接)	6月中旬
理事会による奨学生決定	7月上旬
奨学生採否通知 (採用者本人・大学宛結果送付)	7月中旬
奨学金給付開始 (採用者)	8月

以上